附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にされている小電力データ通信システムの無線局の無線設備に係る電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明及び同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証の求めの審査は、なお従前の例による。

3　この告示による改正前の第三項の規定により屋内においてのみ送信可能である旨が表示された又は表示することができる適合表示無線設備については、改正後の同項の規定により五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨が表示された又は表示することができるものとみなす。

○総務省告示第二百十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第八号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第三百六十二号（五GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　占有周波数帯幅が四・五MHz以下の無線局	一　占有周波数帯幅が四・五MHz以下の無線局
四、九一二・五MHz、四、九一七・五MHz、四、九二二・五MHz、四、九二七・五MHz、四、九三二・五MHz、四、九三七・五MHz、四、九四二・五MHz及び四、九四七・五MHz	四、九一二・五MHz、四、九一七・五MHz、四、九二二・五MHz、四、九二七・五MHz、四、九三二・五MHz、四、九三七・五MHz、四、九四二・五MHz、四、九四七・五MHz、五、〇三二・五MHz、五、〇三七・五MHz、五、〇四二・五MHz、五、〇四七・五MHz、五、〇五二・五MHz及び五、〇五七・五MHz
二　占有周波数帯幅が四・五MHzを超え九MHz以下の無線局	二　占有周波数帯幅が四・五MHzを超え九MHz以下の無線局
四、九一五MHz、四、九二〇MHz、四、九二五MHz、四、九三五MHz、四、九四〇MHz及び四、九四五MHz	四、九一五MHz、四、九二〇MHz、四、九二五MHz、四、九三五MHz、四、九四〇MHz、四、九四五MHz、五、〇三五MHz、五、〇四〇MHz、五、〇四五MHz及び五、〇五五MHz
三　占有周波数帯幅が九MHzを超え一九・七MHz以下の無線局	三　占有周波数帯幅が九MHzを超え一九・七MHz以下の無線局
四、九二〇MHz、四、九四〇MHz、四、九六〇MHz及び四、九八〇MHz	四、九二〇MHz、四、九四〇MHz、四、九六〇MHz、四、九八〇MHz、五、〇四〇MHz、五、〇六〇MHz及び五、〇八〇MHz
［四　略］	［四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第二百十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十一第一項第十二号及び別表第三号の35の規定に基づき、平成十九年総務省告示第三百六十五号（五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。